

令和6年 第9回農業委員会議事録

令和6年9月25日午前10時00分に第9回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹原 哲	2 番 近藤 剛	3 番 沼澤 克己
4 番 五十嵐 純一	5 番 西塚 喜行	6 番 西塚 孝也
7 番 高橋 央	8 番 星川 敬夫	9 番 大崎 清孝
10 番 後藤 一彦	11 番 本間 俊悦	12 番 伊勢村 孝之
13 番 石川 富士太郎	14 番 笹原 光政	15 番 小松 栄作
16 番 齋藤 吉勝	17 番 山口 栄子	18 番 鈴木 藤光
19 番 星川 礼子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

5 番 (西塚 喜行) 11 番 (本間 俊悦) 13 番 (石川富士太郎) 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀		

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|----------------------------|
| 報第16号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 報第17号 | 農地法第4条第1項第8号該当確認願について |
| 議第31号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第32号 | 非農地証明願について |
| 議第33号 | 尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について |
| 議第34号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第35号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |

令和6年 第9回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和6年第9回通常総会を9月25日（水）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席願います。5番西塚喜行委員、11番本間俊悦委員、13番石川富士太郎委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は16名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

みなさんおはようございます。今日は総会に出席していただきありがとうございます。8月中は非常に暑い日が続き、みなさん大変苦勞したと思いますけれども、一転9月に入りましたら雨降りが続き、稲の登熟が進んで早くから稲刈りが始まっておりますけれども雨で思うような刈り取りができない状態ですけれども、あせらず、体には十分注意して、けがのないように、機械事故のないようにお願いいたしまして挨拶に代えさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

(議 長)

これより令和6年第9回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、15番小松栄作委員、16番齋藤吉勝委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第16号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、報第16号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁をご覧ください。案件は1件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、同人へ売買するものが1件です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありました。この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第16号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第17号「農地法第4条第1項第8号該当確認願について」を上程いたします。現地調査第2班主任、小松栄作委員の報告・説明を求めます。

(15番 小松栄作委員 報告・説明)

(議長)

只今、小松委員より説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第17号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が5件、賃貸借権の設定が2件です。

9頁のNo.1から10頁のNo.5までが所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが2件、相手方の要望によるものが1件、その他贈与が1件、渡し人、受け人の共有地の持ち分の贈与が1件です。

11頁No.6、No.7が賃貸借権の設定です。申請事由ですが所有者の労力不足によるものが1件、高齢化による経営縮小によるものが1件です。

No.1からNo.7は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第32号「非農地証明願について」を上程いたします。現地調査第2班主任、小松栄作委員の報告・説明を求めます。

(15番 小松栄作委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(挙手あり)

(議 長)

齋藤委員。

(16番 齋藤委員)

16番齋藤です。ちょっとお聞きしたいんですけれども、2番目の〇〇さんのもので、名木沢の坂本川付近の案件なんですけれども、資料では農振区域外となっております。

うけれども、その付近には私の農地があるんですけども、そのあたりどのようになっているのかお聞きしたい。

(事務局 挙手)

(議長)

田中局長補佐。

(事務局 田中局長)

只今齋藤委員からありました、坂本沢川付近の区域の範囲ですけれども、平成8年に区域の設定を行っております、その範囲からは申請地は外れているというようなことで地域外としております。

(挙手あり)

(議長)

齋藤委員。

(16番 齋藤)

16番齋藤です。確かにそのとおりなんです、その周辺はどうなんでしょうか。わかる範囲で構いませんし、わからなければのちほど範囲を確認させていただければ。

(事務局 挙手)

(議長)

田中局長補佐。

(事務局 田中局長)

区域図がございますので、こちらは総会終了後に齋藤委員にお伝えしたいと思います。

(議 長)

他にご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第33号「尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程いたします。現地調査第1班主任、高橋央委員の報告・説明を求めます。

(7番 高橋央委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第33号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

尚、この案件については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、尾花沢市長に対し、通知いたします。

次に議第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第1班主任、高橋央委員の報告・説明を求めます。

(7番 高橋央委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第34号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第35号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第35号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書46頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借が新規5件、再設定3件、所有権移転5件です。申請地は、すべて農振農用地区域内の土地で面積が13.2haです。

続いて、対象人数は、相対の賃貸借の新規が出し手5名、受け手3名、再設定が出し手3名、受け手2名、所有権移転が出し手5名、受け手5名です。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

47頁からは、個別状況になります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしく願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重

なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和6年第9回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時42分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和6年9月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____